医科点数等Ｑ＆Ａ

（レセプト「摘要」欄記載）

Ｑ１　疑義解釈その 32（2022 年 11 月 16 日）で、退院前在宅療養指導管理料や在宅自己注射指導管理料等について、院外処方にて薬剤を支給した場合は、薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等のレセプト「摘要」欄記載は「不要」との解釈が示された。該当する在宅療養指導管理料はどれか。

Ａ１　退院前在宅療養指導管理料、在宅自己注射指導管理料の他、在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅血液透析指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、在宅小児経管栄養法指導管理料、在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料、在宅自己導尿指導管理料、在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料、在宅寝たきり患者処置指導管理料、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料、在宅腫瘍治療電場療法指導管理料が該当します。